

令和7年11月11日

事業主
様
事務担当者

大阪紙商健康保険組合
理事長 安西信之
(公印省略)

一括職権交付に伴う資格確認書の送付について

平素より、当健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年12月2日以降、従来の健康保険証が利用できなくなるため、加入者様が医療機関等を受診する際は、原則マイナ保険証を利用して受診することとなります。しかし、何らかの事由によりマイナ保険証を利用できない方は、資格確認書を利用して受診する必要がございます。

今般、従来の健康保険証をお持ちの加入者様で、マイナ保険証による資格確認ができない方(以下「資格確認書交付対象者」という。)を対象に資格確認書を一括職権交付します。

つきましては、今回お送りしました資格確認書を対象者に配布くださいますようお願い申し上げます。

なお、マイナ保険証のメリットやマイナ保険証の登録手続き方法等を記載したリーフレットを併せてお送りいたします。資格確認書交付対象者に資格確認書をお渡しする際に併せて配布するなどご活用ください。

また、資格確認書の記載事項には個人情報等が含まれますので、配布にあたっては、プライバシー保護にご配慮いただきますようお願いします。

資格確認書交付対象者(マイナ保険証による資格確認ができない方)の例

- ① マイナンバーカードを作成されていない方
- ② マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- ③ マイナンバーカードを返納した方
- ④ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方

【注意事項】

- 令和 7 年 10 月 31 日時点での記録を元に資格確認書を作成しています。既に、退職・扶養抹消されている方がおられましたら、ご返却をお願いします。
- 今回の送付対象者は、令和 6 年 12 月 1 日以前に加入し、健康保険証を発行している方です。
- お持ちの健康保険証は、令和 7 年 12 月 1 日まで使用できます。12 月 2 日以降健康保険証の回収は必要ありません。各自で破棄していただきますよう周知をお願いします。ただし、12 月 1 日までに、資格喪失・扶養抹消となつた方は、今まで通り健康保険証の回収が必要となります。

【送付物】

- ・資格確認書
- ・資格確認書交付者一覧表
- ・マイナ保険証を使ってみませんか？(リーフレット)※
※お手数をおかけしますが、必要な方にコピーしてお渡しくださいますよう、
お願いいたします。ホームページにも掲載しています。

【問合せ先】

大阪紙商健康保険組合
業務課 06-4708-3443